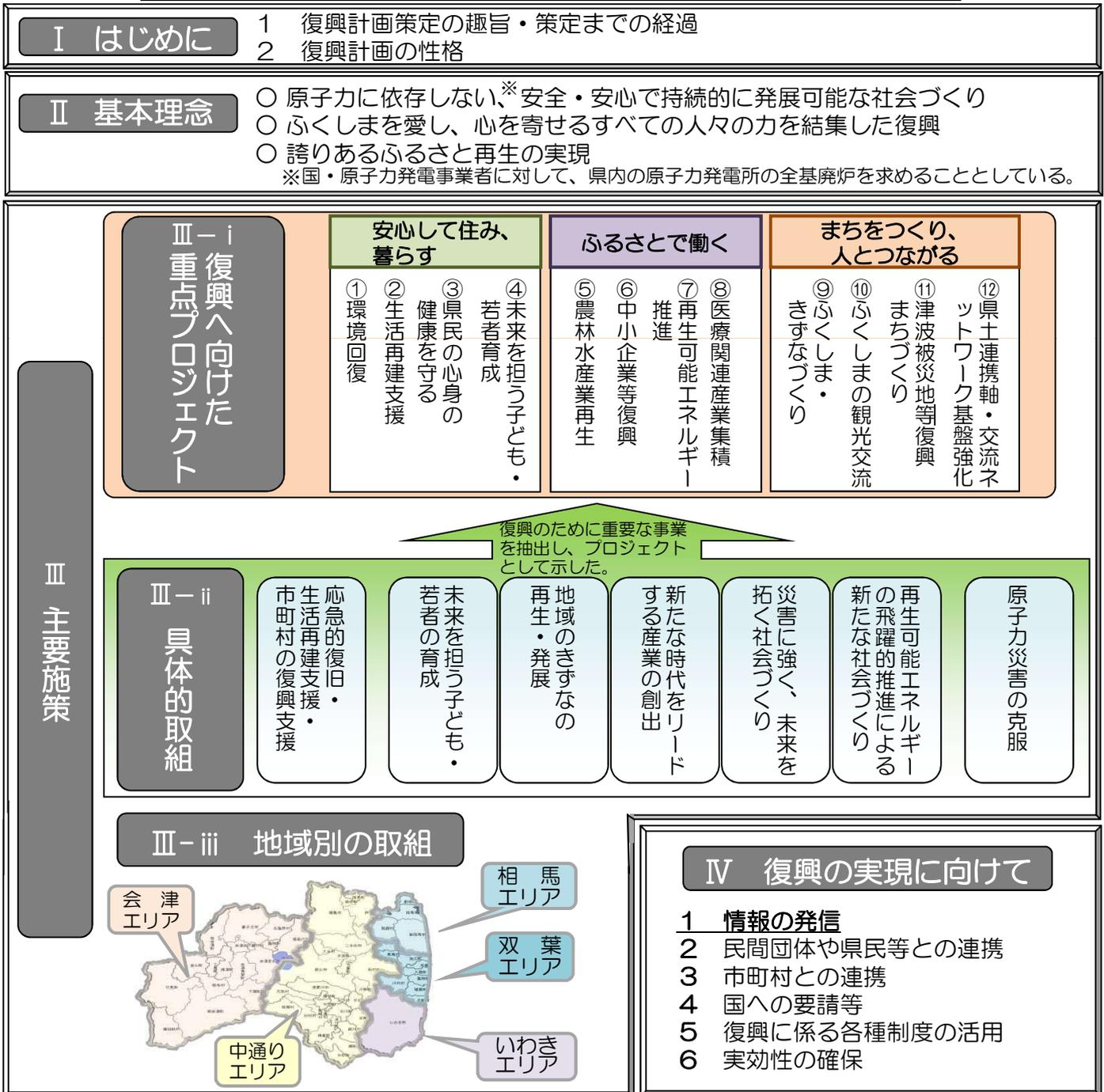


福島県復興計画の見直しについて

見直しの視点

- (1) 避難指示区域の見直し等に伴う避難者への支援について
必要な取組の追加 (長期避難者等の生活拠点の整備、帰還加速のための環境整備等)
- (2) 復興計画の進捗状況に関する意見を踏まえた見直し
(情報発信強化、女性(母親)目線、避難者把握、個人情報取扱等)

福島県復興計画の構成



基本理念

復興計画は、復興ビジョンで掲げた以下の基本理念の下に復興を進めるものとする。

1 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり

- 「脱原発」という考え方の下、原子力に依存しない社会を目指し、環境との共生が図られた社会づくりを推進。このため、国及び原子力発電事業者に対し、事故の完全収束を求めるとともに、県内の原子力発電所についてはすべて廃炉とすることを求める。
- 地域でエネルギー自立を図る多極分散型モデル、経済的活力と環境との共生が両立するモデルを提示。
- 何よりも人命を大切にす。
- 環境放射線モニタリングの徹底・除染対策、産業・生活基盤の迅速な復旧により、安全・安心なコミュニティと持続的に発展しうる産業を再構築。
- ハード・ソフト両面で様々な手段を重層的に確保し、万一の際に対応できる、安全で安心な社会を構築。
- 人口減少・超高齢社会に全国に先駆けて的確に対応。
- 放射性物質による影響から長期にわたって県民の健康を守るほか、さらに一歩進んで全国に誇れる健康長寿の県づくりを推進。

2 ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興

- 全県民が今回の災害を自らのものとして受け止め、「ふくしま」全体で支えあい、復興を推進。
- 県民一人一人の生活基盤の再建が復興の基本であり、復興の主役は住民。
- 復興の主体は、地域や市町村。
- 県民、企業、民間団体、市町村、県など、あらゆる主体が力を合わせる。
- 本県の復興は、国内外の他地域の復興などに積極的に寄与するものと位置づけ。
- 国内外でふくしまを愛し、ふくしまに心を寄せるすべての人の力を結集。
- 原子力災害に関して国が全面的責任を負うべきであり、国による財政的、法的バックアップを求める。

3 誇りあるふるさと再生の実現

- 本県に脈々と息づく地域のきずなを守り育て、世界に発信。
- すべての県民がふるさとで元気な生活を取り戻すことができた日にこそ、ふくしまの復興の第一歩が記されるという思いを県民すべてが共有。
- 地域のきずなが一層高められたコミュニティづくりを着実に推進。
- 子ども・若者たちが誇りを持つことのできるふくしまの再生。

i 復興へ向けた重点プロジェクト

福島県復興計画「ii 具体的取組」のうち、本県の復旧・復興のための特に重要な取組を、政策目的別に12の「重点プロジェクト」として位置付けた。

各プロジェクトにおいては、目指す姿とプロジェクトの内容を示した。本県が復興を成し遂げるために、全ての力を結集し、これらのプロジェクトを推進する。

復興へ向けた重点プロジェクト 全体図

安心して住み、暮らす

- 1 環境回復プロジェクト
- 2 生活再建支援プロジェクト
- 3 県民の心身の健康を守るプロジェクト
- 4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

ふるさとで働く

- 5 農林水産業再生プロジェクト
- 6 中小企業等復興プロジェクト
- 7 再生可能エネルギー推進プロジェクト
- 8 医療関連産業集積プロジェクト

まちをつくり、人とつながる

- 9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト
- 10 ふくしまの観光交流プロジェクト
- 11 津波被災地等復興まちづくりプロジェクト
- 12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト

2 食品の安全確保

- 農産物などのモニタリング体制の強化、住民自らが身近なところで食品を検査できる環境の整備

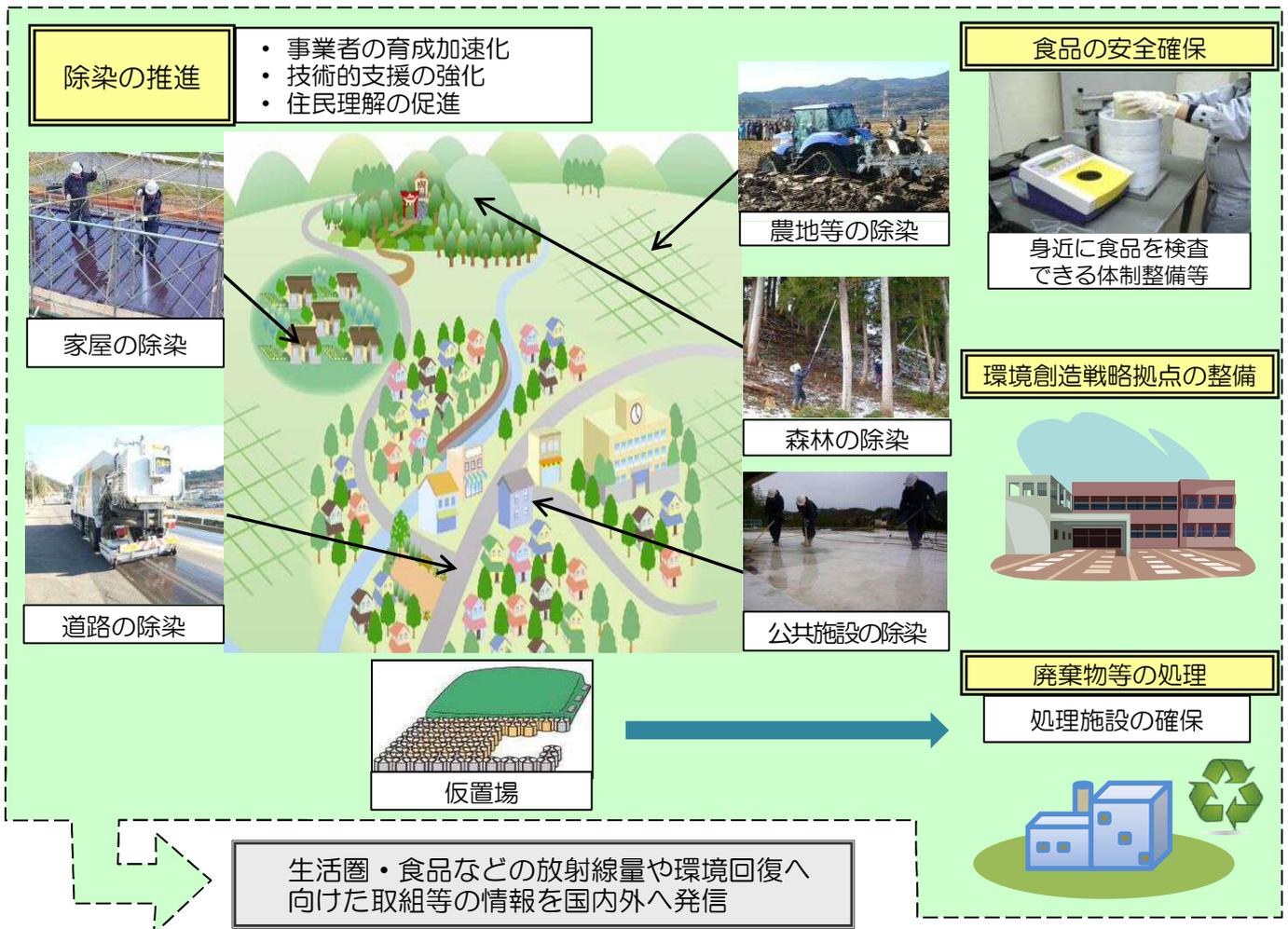
3 廃棄物等の処理

- 汚染・災害廃棄物の円滑な処理

汚染廃棄物の一時保管量	下水汚泥等	約	5万7千トン	(平成24年10月現在)
	焼却灰	約	7万7千トン	(平成24年11月末現在) など
災害廃棄物の発生見込量		約	366万8千トン	(平成24年8月現在)
農業系汚染廃棄物の発生見込量		約	25万5千トン	(平成24年8月現在)
- 処理施設の確保
 - 仮設焼却炉等の整備、中間貯蔵施設のあり方検討
- 建設副産物の適正な処理

4 拠点の整備

- 環境放射能等モニタリング機能をはじめ、環境回復・創造技術の調査・研究機能、情報収集・発信機能、教育・研修・交流機能を備えた拠点施設の整備
(※研究者及び研究機関のネットワーク構築などによる医療の拠点等との連携)
- 国内外の研究機関の誘致



※ なお、環境回復の前提となる廃炉に向けた安全監視に取り組む。

- 安全監視組織の設置
- 安全確保協定の見直し
- 原子力に関する専門職員の配置

2 生活再建支援プロジェクト

目指す姿

早期に帰還する避難者、長期避難者など被災者それぞれのおかれた状況に応じた、よりきめ細かな支援が行われ、全県民が将来の生活設計を描くことができ、生活再建を進めている。

プロジェクトの内容

1 県内避難者支援

情報

- ・相談窓口の設置
- ・行政情報、生活情報などに関する福島県、避難元自治体、避難先自治体からのきめ細かな情報提供

賠償

- ・賠償金の請求支援

住環境

- ・コミュニティの確保
- ・住まいに関する相談窓口の継続
- ・応急仮設住宅（借上住宅）の供与期間延長、住み替えへの柔軟な対応
- ・県内自主避難者への対応
- ・恒久住宅への円滑な移行
- ・二重ローンの利子補給



保健・医療・福祉

- ・甲状腺検査、内部被ばく検査等の実施
- ・避難の長期化に伴う心のケアや孤立化防止
- ・避難先における子育て支援、介護サービスや障がい者福祉サービスの確保

教育

- ・子どもの就学機会の確保
- ・サテライト校などの教育環境の整備

雇用

- ・就職相談・職業訓練の実施
- ・企業の事業再開のための多様な支援
- ・避難先での営農再開に向けた支援
- ・緊急雇用創出基金活用による雇用の確保

治安

- ・仮設住宅及び周辺地域等における治安維持確保
- ・帰還困難区域等所在宅の防犯・防火

2 県外避難者支援

情報

- ・相談窓口の設置
- ・ふくしまの今の姿や行政情報、生活情報などに関する福島県、避難元自治体、避難先自治体からのきめ細かな情報提供

賠償

- ・賠償金の請求支援

住環境

- ・交流の場の提供などによるコミュニティの確保
- ・住まいに関する相談窓口の継続
- ・借上住宅の供与期間延長、住み替えへの柔軟な対応

保健・医療・福祉

- ・県外医療機関の協力による甲状腺検査、内部被ばく検査等の実施
- ・避難先自治体との連携による避難の長期化に伴う心のケアや孤立化防止
- ・避難先における子育て支援、介護サービスや障がい者福祉サービスの確保の要請

教育

- ・避難先自治体との連携による子どもの就学機会の確保

雇用

- ・巡回等による就職相談や国、避難先自治体による職業訓練の実施
- ・国や避難元・避難先自治体との連携による避難先での営農再開に向けた支援

福島県

他都道府県

県外避難者への支援連携

3 帰還に向けた取組及び 帰還後の生活再建支援

(旧・緊急時避難準備区域、津波・豪雨災害等被災地含む)

各重点プロジェクトでの取組のうち
特に必要なものを下記に再掲

安心して住み、暮らす

- ・除染の加速
- ・廃炉作業の監視強化
- ・廃棄物の迅速な処理
- ・放射線に関する
リスクコミュニケーション
- ・内部被ばく未然防止対策
- ・コミュニティの再生
- ・生活インフラの復旧整備
- ・治安体制の整備
- ・復旧・復興に従事する人の
宿泊場所の確保
- ・ふるさと帰還のための住宅再建・
確保の支援
- ・公営住宅の整備
- ・保健・医療・福祉提供体制の
再構築
- ・教育環境の整備

ふるさとで働く

- ・農林水産業の再生
- ・雇用の確保
- ・企業の事業再開に向けた多様な支援
- ・企業誘致
- ・就職相談・職業訓練の実施
- ・新たな産業の創出

まちをつくり、人とつながる

- ・復興の姿や帰還に向けた情報発信
- ・復興まちづくりの支援
- ・復興の基盤となる道路網の早期整備

4 長期避難者等の生活拠点の整備

- ・復興公営住宅の建設
- ・生活拠点に必要な機能の整備
- ・受入自治体との調整、受入自治体の
機能の持続的な確保



5 当面ふるさとへ戻らない人への支援

- ・ふるしまの今の姿の情報発信
- ・県内へ帰還する人のための住宅再建・
確保の支援

※「9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト」との連携

いつでもおかえり



6 避難者を支える仕組み等

- ・避難者を把握するための仕組みづくり
- ・避難場所に関する証明の仕組みづくり
- ・子ども・被災者支援法に基づく施策の具体化
及び活用
- ・個人情報保護法（条例）の弾力的運用

3 県民の心身の健康を守るプロジェクト

目指す姿

長期にわたる県民の健康の見守り等を通して、これまで以上に県民の心身の健康の保持・増進を図ることで、全国にも誇れるような健康長寿県となっている。

プロジェクトの内容

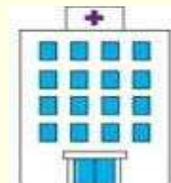
1 県民の健康の保持・増進

- 健康への影響に係る空間線量等の安全基準の早期設定及び国民への説明を引き続き国に強く要請
- 県民健康管理調査
- 被災者に対する健康支援活動の実施
- 医療機関・職域・行政等が連携した疾病予防・早期発見・早期治療に向けた取組の強化



2 地域医療等の再構築

- 福島県地域医療支援センターを活用した医師の地域偏在の解消
- 医師や看護師等の医療従事者・福祉人材等の確保及び育成。
- 地域医療及び福祉提供体制の強化や災害時の広域的な連携
- 浜通り地方の医療及び福祉提供体制の再構築。



3 最先端医療提供体制の整備

- 最先端医療設備による早期診断及び早期治療の実施、最先端医療の提供に必要な人材の確保・育成などの機能を持つつくしま国際医療科学センターの整備
※研究者及び研究機関のネットワークの構築などによる環境回復に関わる拠点等との連携
- 放射線の影響に関する国際機関や国の機関の誘致、共同研究

4 被災者等の心のケア

- 被災者の心のケア
- 子どもの心のケア
- 生きがいつくり



県民の健康意識の向上



全国に誇れるような健康長寿県

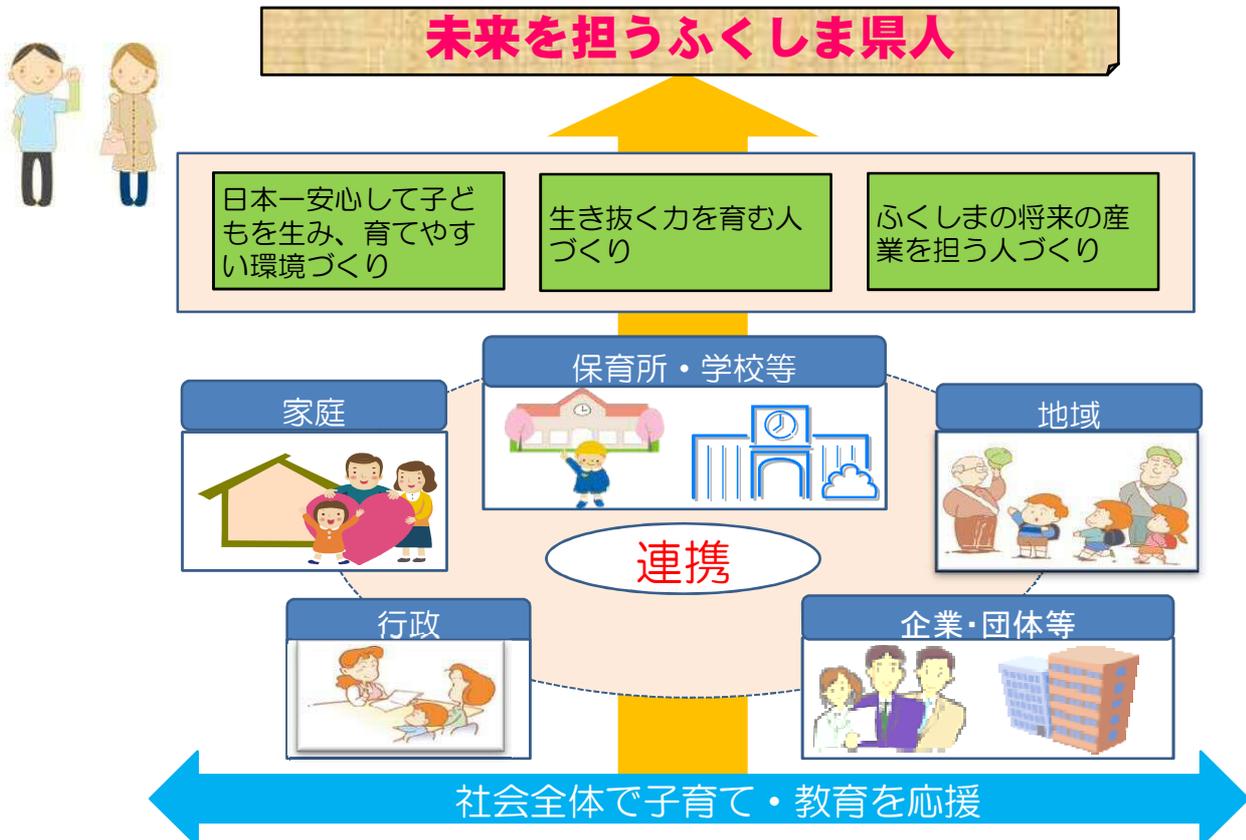
4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

目指す姿

子どもやその親たちが安心して生活ができ、子育てがしたいと思えるような環境が整備され、子どもたちが心豊かにたくましく育っており、ふくしまの再生を担っている。

プロジェクトの内容

- 1 日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり
 - ・放射性物質汚染により生じた不安の解消
 - ・地域ぐるみの子育て体制の構築
 - ・18歳以下の医療費無料化
- 2 生き抜く力を育む人づくり
 - ・震災を踏まえた確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成
 - ・理数教育、防災教育の充実や国際化の進展に対応できる人づくりなど、ふくしまならではの教育の推進
 - ・長期避難に対応した教育環境の整備
- 3 ふくしまの将来の産業を担う人づくり
 - ・県内に整備する各種研究拠点と連携した人材育成を始め、高度な知識・技能を備えた人材や地域産業のニーズに応えられる人づくり



5 農林水産業再生プロジェクト

目指す姿

消費者への魅力にあふれ、安全・安心な農林水産物の提供を通して生産者が誇りを持ち、本県の農林水産業の持つ力が最大限に発揮され活力に満ちている。

プロジェクトの内容

1 安全・安心を提供する取組

- 農林漁業者や消費者が自ら安全を確認できる体制の構築
- 有機農業やGAP（適正な生産工程管理）など、安心を高める取組の推進
- 米の全量全袋検査など検査体制の強化と情報の「見える化」を進め、世界一安全・安心な農林水産物の消費者への提供

2 農業の再生

- ほ場の大区画化等の基盤整備や、新たな経営・生産方式の導入による競争力の回復
- 地域産業の6次化による生産性の高い農業の確立
- 家畜等生産基盤の回復

3 森林林業の再生

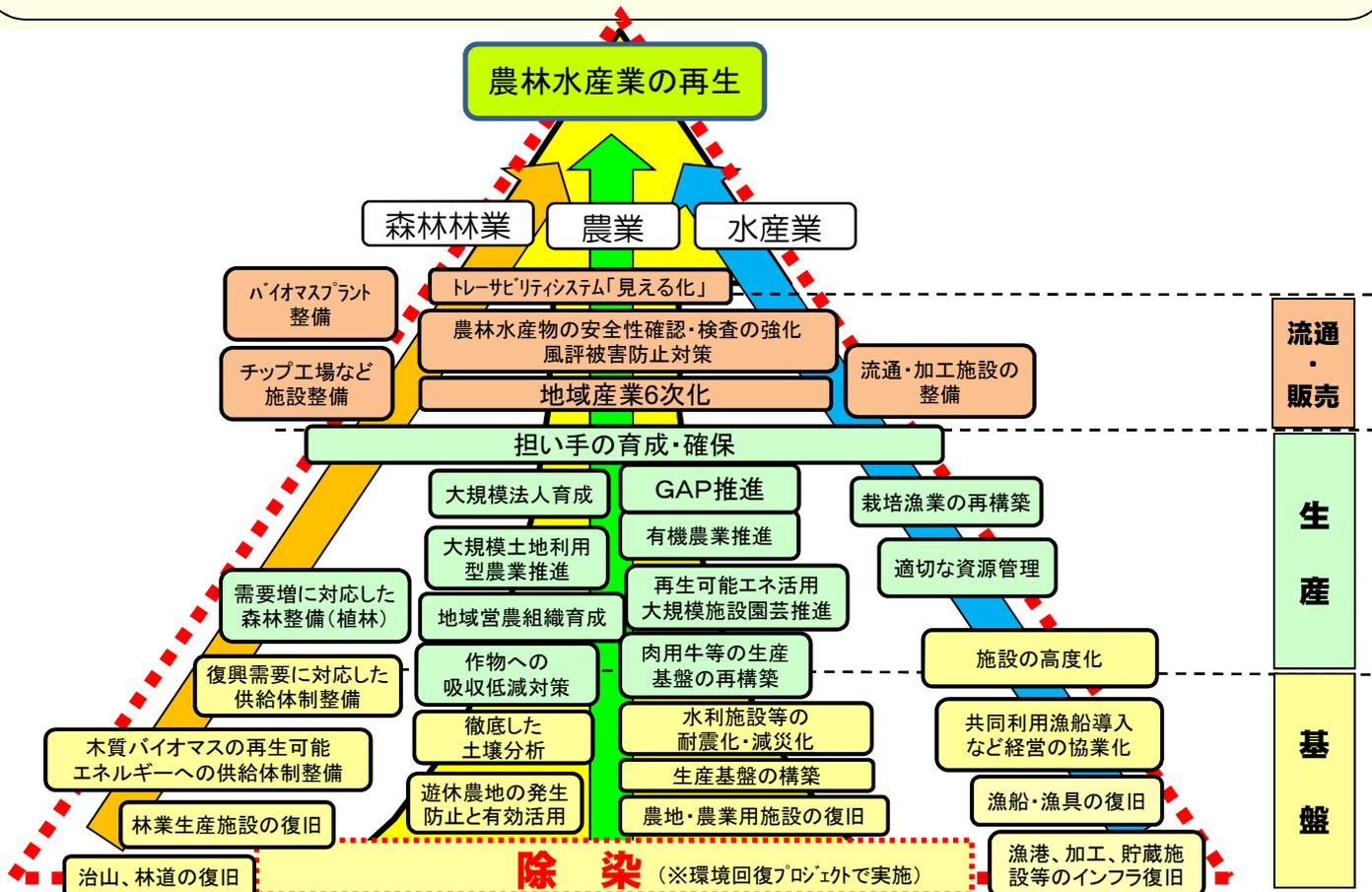
- 森林施業と放射性物質の除去・低減を一体的に実施
- 木質バイオマスを再生可能エネルギーの原料として活用
- 復興需要に対応した供給体制の整備

4 水産業の再生

- 甚大な被害を被った漁港・漁船・施設等の復旧・復興
- 試験操業の実施等沿岸漁業の再開に向けた取組支援
- 中長期的には適切な資源管理と栽培漁業再開
- 加工業や観光業と連携した地域産業の6次化を進めることによる付加価値の高い漁業経営の確立

5 区域見直しに伴う対応

- 避難指示解除区域における農林水産業の再生
 - ・営農の再開・農業の再生に向けた調査研究を行う拠点の整備
 - ・農用地、森林等の除染
 - ・生産基盤の復旧
 - ・農地を活用したバイオマスの利活用の調査研究
 - ・新たな経営・生産方式の導入
 - ・検査体制の強化と情報の提供
 - ・農林漁業者への技術支援・経営支援



6 中小企業等復興プロジェクト

目指す姿

地域経済の担い手である中小企業等が活気に満ち、新たな雇用の場と収入が確保され、本県経済が力強く発展している。

プロジェクトの内容

1 県内中小企業等の振興

(1) 復旧・復興

- ・被災中小企業等の事業再開・継続支援の推進
- ・産業基盤の整備
- ・商業の振興
- ・二重債務などへの金融対策
- ・復興まちづくり会社設立の推進
- ・ハイテクプラザ等による研究開発の促進
- ・起業支援の強化
- ・帰還する中小企業への支援

(2) 販路開拓、取引拡大

- ・加工食品や工業製品の放射線量測定
- ・県産品のブランド化及び販売促進
- ・中小企業の海外取引の支援
- ・加工食品や工業製品の販路拡大の推進
- ・市場性の高い製品・技術開発の推進

(3) 人材育成

- ・県内に整備する各種研究拠点等との連携やテクノアカデミー等による人材育成

2 企業誘致の促進

他県より抜きんてた優遇制度の活用
(福島特措法、復興特区制度・重点推進計画・産業復興再生計画等に基づく税・財政・金融上の支援措置、規制の特例)

3 新たな時代をリードする新産業の創出

(1) 再生可能エネルギー 関連産業

- ・再生可能エネルギー関連産業の集積
- ・取引拡大、技術移転

再生可能エネルギー
推進プロジェクト

(2) 医療関連産業

- ・医療関連産業の集積
- ・取引拡大、技術移転

医療関連産業集積
プロジェクト



4 区域見直しに伴う対応

被災中小企業等の事業再開・帰還支援や、企業誘致、新たな産業の創出等の、より力強い推進

地域経済の活性化と
雇用の確保・創出

7 再生可能エネルギー推進プロジェクト

目指す姿

再生可能エネルギーが飛躍的に推進され、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会へ向けた取組が進んでいる。

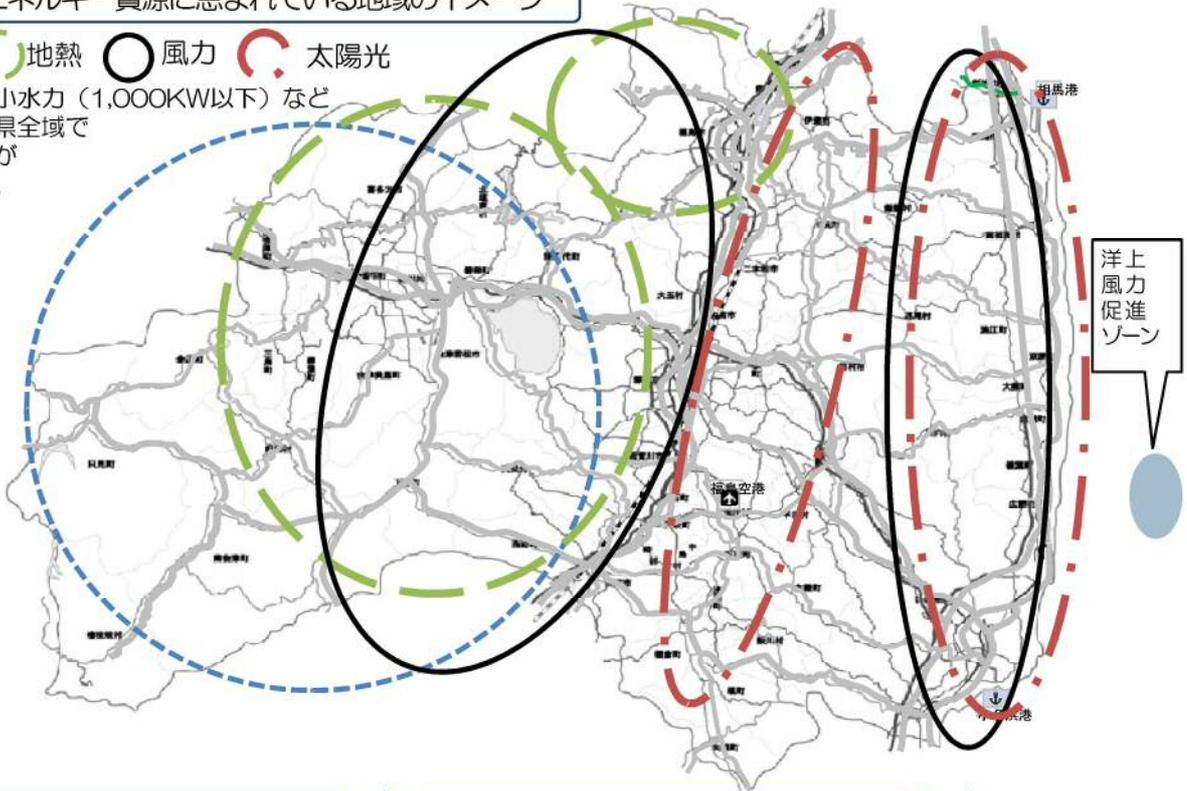
プロジェクトの内容

- 1 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大
- 2 再生可能エネルギーに係る最先端技術開発などを実施する研究開発拠点の整備
- 3 再生可能エネルギー関連産業の誘致、県内企業の参入・取引支援
- 4 スマートコミュニティ等による再生可能エネルギーの地産地消の推進

再生可能エネルギー資源に恵まれている地域のイメージ

○ 水力 ○ 地熱 ○ 風力 ○ 太陽光

※バイオマスや小水力(1,000KW以下)などについては、県全域で導入の可能性が考えられます。



ステップ1 (初期実効型プロジェクト)

- 1 地域への再生可能エネルギーの大量導入
- 2 再生可能エネルギーに係る研究開発拠点の整備と実証研究等の実施
- 3 再生可能エネルギー関連産業の誘致、県内企業の参入・取引支援

ステップ2 (長期熟成型プロジェクト)

- 1 分散型再生可能エネルギーを活用したスマートコミュニティの実現
- 2 世界初の浮体式洋上ウィンドファームの実現
- 3 再生可能エネルギー関連産業の一大拠点化へ成長

ステップ3

再生可能エネルギー産業等の飛躍的发展

雇用の創出
持続的に発展可能な社会の実現

8 医療関連産業集積プロジェクト

目指す姿

最先端の放射線医学の研究や診断・治療技術の高度化などに関連した形で、我が国をリードする医療関連産業の集積地域となっている。

プロジェクトの内容

1 医療福祉機器産業の集積

(1) 医療機器開発・安全評価拠点の整備

- ・技術開発と安全性（生物学的安全性等）を総合的に評価する拠点を整備

(2) ふくしま医療福祉機器産業推進機構の設立

- ・拠点の運営や薬事支援、事業化支援、人材育成等を実施

(3) 医療福祉機器・介護ロボット開発ファンドの創設

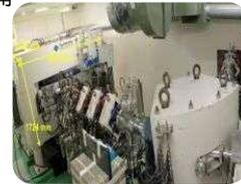
- ・医療・介護ロボット等から一般医療機器までの開発、試作・臨床研究・治験等を対象に経費補助

(4) 国際的先端医療機器の開発・実証

- ・世界初のBNCTの開発実証や手術支援ロボットの開発・実証について経費補助

(5) 県内企業の参入・取引支援

- ・産学官が連携し、医療現場のニーズ収集から研究開発、事業化、販路拡大までを一体的に支援



2 創薬拠点の整備

(1) ふくしま医療産業振興拠点（創薬）の整備

医療界と産業界を円滑に橋渡しすることにより、がんを中心とした諸疾患の新規治療薬・診断薬・検査試薬・医療機器などの開発支援を多面的に行う。

- ・共同研究開発（診断薬・試薬等）
- ・バイオマーカー開発
- ・がんなどに対する医薬品の開発支援
- ・新規産業・雇用の創出



雇用の創出
我が国の医療関連産業をリード

9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト

目指す姿

県内外に避難している県民の心がふくしまとつながり、避難されている方々がふるさとに帰還することができるよう、地域コミュニティのきずなが再生・発展するとともに、震災を契機とした新たなきずなが構築されている。

プロジェクトの内容

1 福島県内におけるきずなづくり

- ・仮設住宅等におけるコミュニティ活動への支援
- ・県民による復興活動への支援
- ・市町村等による地域づくりへの支援
- ・避難住民に対する情報や交流の場の提供



2 県外避難者やふくしまを応援している人とのきずなづくり

- ・県内外の避難者へ電子回覧板等により情報を発信するとともに、避難者の意向を把握する等双方向の取組の推進
- ・県外における相談・情報提供窓口等の設置
- ・スポーツや伝統文化、農産物の販売などを通じた交流
- ・ふくしまを応援してくれる人に対する感謝を込めた交流の取組
- ・「がんばろう ふくしま！」応援店の拡大



3 ふくしまにおける復興へ向けた取組や情報の発信

- ・ふくしまで頑張っている個人、団体の発掘
- ・テレビ、インターネットなどあらゆる媒体を複合的に活用した国内外へ向けた正確な情報の発信
- ・ふくしまをテーマとした会議等の開催や誘致
- ・ふくしまの復興の姿の発信
- ・復興に向けた県のスローガン「ふくしまから はじめよう」の浸透
- ・緑豊かな県土の再生を全国に発信する全国植樹祭の開催



4 ふるさとへ戻らない人とのきずなの維持

- ・ふくしまの復興の状況や正確な情報の発信や提供
- ・県人会等組織との連携

10 ふくしまの観光交流プロジェクト

目指す姿

ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかけるとともに芸術・文化やスポーツ等のイベントを誘致することなどにより、国内外から多くの観光客等が訪れている。

プロジェクトの内容

- 1 テレビ等のマスメディアや旅行会社、交通事業者等とのタイアップや食との連携など、県内市町村、観光事業者が一丸となった観光復興キャンペーンの実施
- 2 観光資源の磨き上げ、国内外の会議や芸術文化・スポーツ等の大会・イベントの積極的な誘致・開催、教育旅行の再生、福島空港の活用などによる観光と多様な交流の推進



風評の払拭

- 国内外への正確な情報発信
- 物産展等の開催による国内外への安全性のPR
- 県外との交流人口の回復・拡大による本県の現状の理解促進

復興に向けた施策

- 観光復興キャンペーンの実施
- 芸術文化やスポーツの全国大会等の誘致
- 国際会議等の誘致推進
- 東アジアを始めとする外国人観光客受入体制の整備促進
- 教育関係者招聘や官民一体となった誘致キャラバン、学校関係者への説明会の実施

【ふくしまのことをきちんと伝える】

【交流によるきずなを作る】

多くの観光客が訪れるふくしま

1 1 津波被災地等復興まちづくりプロジェクト

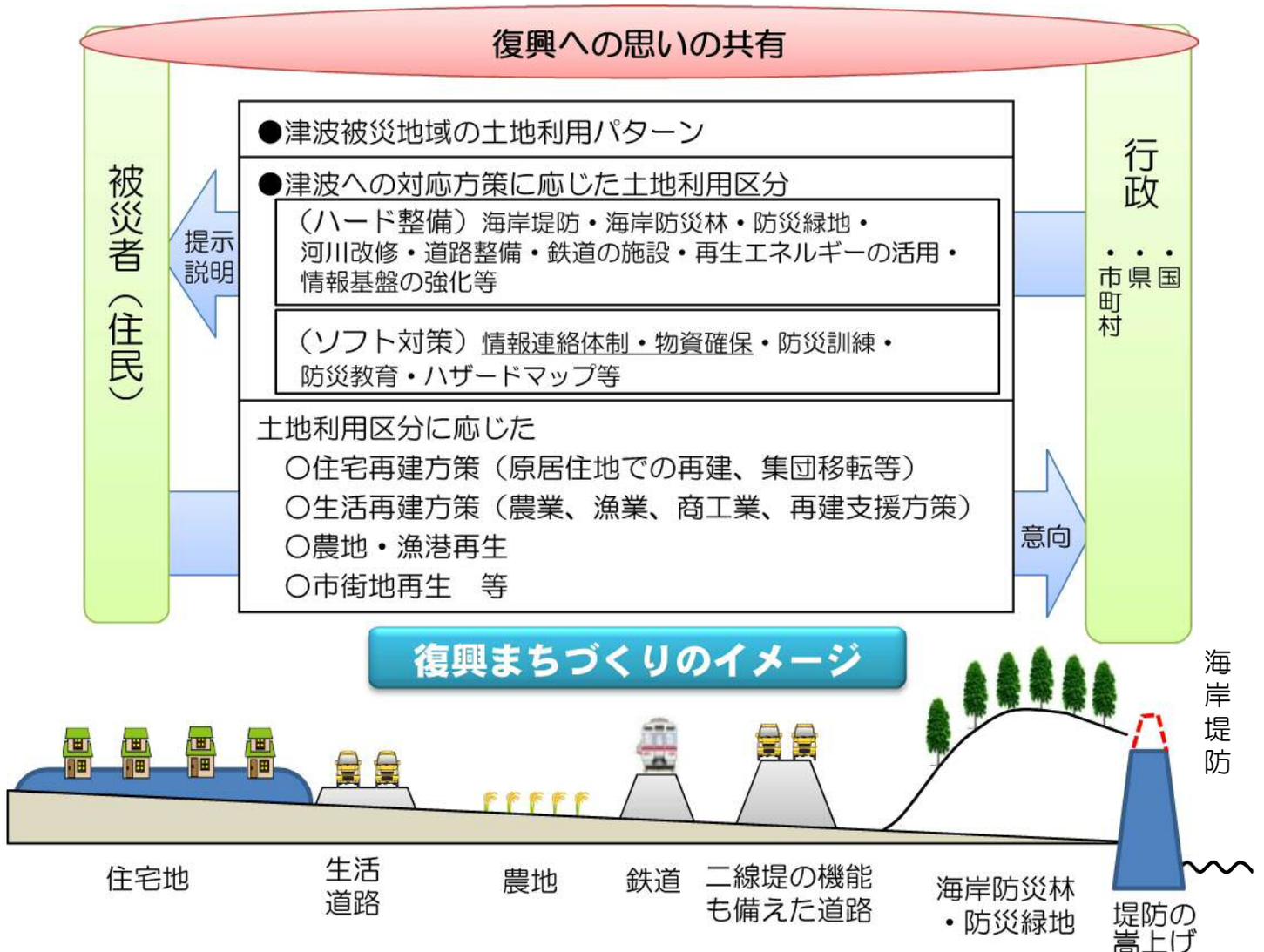
目指す姿

津波により甚大な被害を受けた沿岸地域等において、「減災」という視点からソフト・ハードが一体となり、防災機能が強化されたまちが生まれている。

プロジェクトの内容

- 1 津波被災地における海岸堤防の嵩上げ、海岸防災林、防災緑地、道路、鉄道など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力が向上したまちづくり
- 2 情報連絡体制や物資の確保体制の充実など地域防災計画等の見直し、防災訓練の強化や防災リーダーの育成などによる防災意識の高い人づくり・地域づくり
- 3 地域とともに取り組む土地利用の再編や復興のまちづくり計画策定及び実施

津波被災地域のまちづくりの検討プロセス



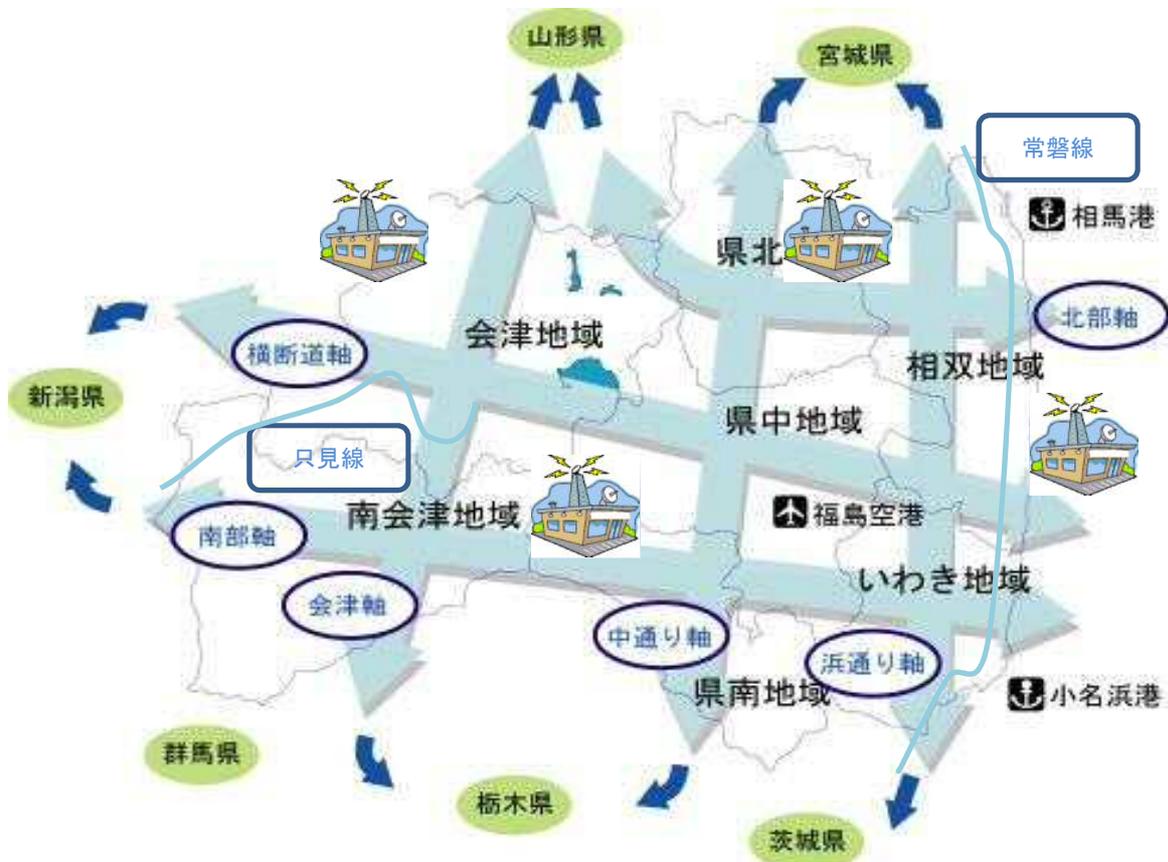
1 2 県土連携軸・交流ネットワーク 基盤強化プロジェクト

目指す姿

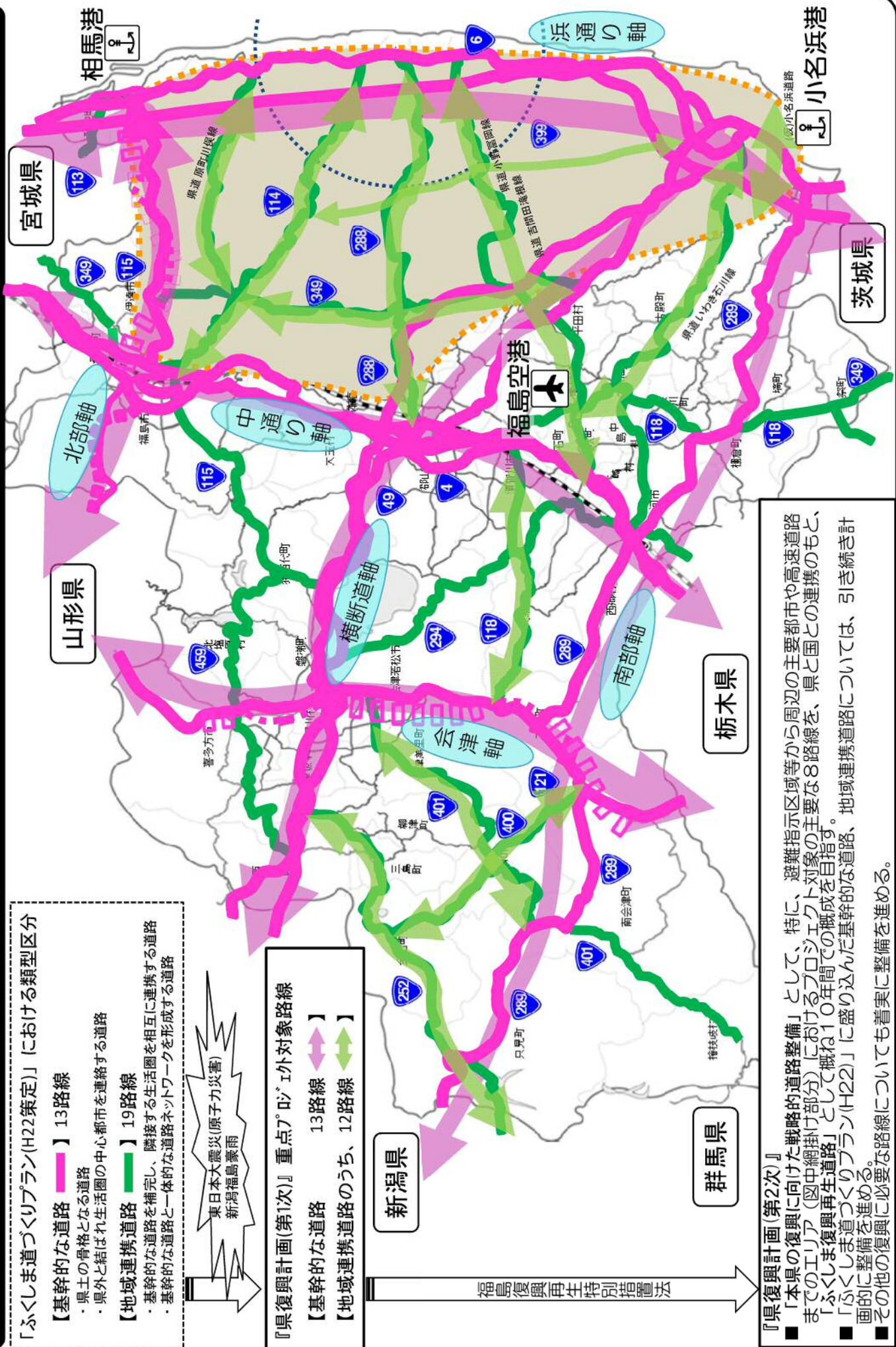
かねてから県土のグランドデザインとして整備を進めてきた縦・横6本の連携軸、福島空港、小名浜・相馬港の機能や情報通信基盤の強化された新たな県土が形成されている。

プロジェクトの内容

- 1 浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路の整備
- 2 浜通りと中通りをつなぐ復興を支援する道路や会津・中通りの東西連携道路などの整備・強化による、災害に強く信頼性の高い本県の復興を推進する道路ネットワークの構築
- 3 福島空港、小名浜港、相馬港の早期復旧・機能強化による、本県の物流、観光の復興を支える基盤の整備
- 4 JR常磐線・只見線の早期復旧
- 5 災害時における広域的な連携・連絡体制の構築



12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト【ネットワーク図】



「ふくしま道づくりプラン(H22策定)」における類型区分

【基幹的な道路】 13路線
 ・ 県土の骨格となる道路
 ・ 県外と結ばれ生活圏の中心都市を連絡する道路

【地域連携道路】 19路線
 ・ 基幹的な道路を補完し、隣接する生活圏を相互に連携する道路
 ・ 基幹的な道路と一体的な道路ネットワークを形成する道路

『県復興計画(第1次)』重点プロジェクト対象路線

【基幹的な道路】 13路線

【地域連携道路のうち、12路線】

『県復興計画(第2次)』

- 「本県の復興に向けた戦略的的道路整備」として、特に、避難指示区域等から周辺の主要都市や高速道路までのエリア（図中網掛け部分）におけるプロジェクト対象の主要な8路線を、県と国との連携のもと、「ふくしま復興再生道路」として概ね10年間の概成を目指す。
- 「ふくしま道づくりプラン(H22)」に盛り込んだ基幹的な道路、地域連携道路については、引き続き計画的に整備を進める。
- その他の復興に必要な路線についても着実に整備を進める。

指標

重点プロジェクトに関する県の取組の成果を示す主な「指標」を、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」から再掲します。

安心して住み、暮らす

プロジェクト	指標	現況値	目標値
環境回復	市町村除染地域における住宅除染の進捗率（計画戸数に占める実績戸数の割合）  <small>※なお、現況値は、H24.9月末現在で把握できた実績値となっています。</small>	H24年度 6.2% <small>(H24.9月末現在で把握できた実績)</small>	H28年度 各年度100%
	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理・処分率  <small>※災害廃棄物推定量に対する処理完了量であり、H25までに処理・処分率100%を目指します。</small>	H23年度 12.0%	H25年度 100%
生活再建支援	県内・県外避難者数（県全体） 県内の応急仮設住宅、借り上げ住宅等の入居者数及び県外への避難者数  <small>※県内の応急仮設住宅などへの入居者数や県外避難者数であり、数値のゼロを目指します。</small>	H24年度 159,128人 <small>(H24.10.1)</small>	H32年度 0人
	避難区域等の居住人口（うち帰還人口）  <small>※[居住人口]避難指示などが解除された区域において、生活の本拠を有する人口であり、帰還を促進することなどにより、数値の増加を目指します。 <small>※[帰還人口]避難元の市町村に帰還した人口であり、帰還を促進することなどにより、数値の増加を目指します。</small></small>	H24年度 約40,900人 <small>(約25,900人) <small>(震災前人口:約146,400人)</small></small>	H32年度 増加を目指す
	昼間就労者概数〔参考〕 再開した病院の数（避難地域）〔参考〕 原発事故による避難後の公立学校の自校再開数〔参考〕	約 28,000人 病院 0施設 小学校 10校 中学校 5校 高等学校 2校	
県民の心身の健康を守る	甲状腺検査の受診率  <small>※福島県健康管理調査に基づく、甲状腺検査の対象者が検査を受診した割合であり、100%の受診を目指します。</small>	H23年度 79.8%	H32年度 100%
	医療施設従事医師数（人口10万人対）  <ul style="list-style-type: none"> 相馬エリア 双葉エリア いわきエリア <small>※県内の医療機関に従事している医師数(人口10万人当たり)であり、数値の増加を目指します。相馬・双葉・いわきエリアの区域の詳細については、福島県地域医療再生計画を参照してください。</small>	H22年 182.6人 130.8人 103.0人 160.4人	H32年 <small>(増加の方向で検討中)</small>
未来を担う子ども・若者育成	保育所入所待機児童数  <small>※保育所入所申込書が市町村役場に提出され、入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない児童の数であり、数値の減少を目指します。</small>	H23年度 124人	H32年度 0人
	全国学力・学習状況調査結果 （全国平均正答率との比較割合、全国平均＝100）  <ul style="list-style-type: none"> 国語 算数(数学) 理科 <small>※文部科学省が実施する全国・学力学習状況調査において、全国平均の正答率を100とした場合の本県の正答率であり、数値の上昇を目指します。国語、算数(数学)は、1年毎の調査、理科は3年毎の調査となります。</small>	H24年度 <small>(小学校) (中学校)</small> 99.7 101.9 97.7 98.7 101.3 102.4	H32年度 <small>(小学校) (中学校)</small> 103.0以上 103.0以上 102.0以上 102.0以上 103.0以上 103.0以上

ふるさとで働く

プロジェクト	指標	現況値	目標値
農林水産業再生	農林水産業の産出額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業産出額※1 ・ 林業産出額※2 ・ 沿岸漁業産出額※3 <p>※1農産物の産出額であり、数値の増加を目指します。なお、数値には、農業生産関連事業を含むものとします。 ※2木材(素材)、栽培きのこ、薪、木炭などの産出額であり、数値の増加を目指します。 ※3沿岸漁業(沖合底びき網を含む)により水揚げされた水産物のうち、産地魚市場における販売高であり、数値の増加を目指します。</p>	 H23年 1,895億円 <small>(推計値)</small> 1,782億円 <small>(推計値)</small> 100億円 <small>(推計値)</small> 13億円	H32年 2,920億円 以上 2,635億円以上 185億円以上 100億円以上
	避難地域において農業を開始した認定農業者数 <p>※避難指示が解除された避難地域で、農業を開始した認定農業者の数であり、数値の増加を目指します。</p>	 H23年度 一 経営体 <small>(参考: H22年度 768経営体)</small>	H32年度 750 経営体以上
中小企業等復興	製造品出荷額等 <p>※年間の製造品出荷額、加工賃収入額、修理料及びその他の収入額の合計額であり、製造業の経済活動の状況を図る数値として、数値の増加を目指します。</p>	 H22年 50,957億円	H32年 55,174億円 以上
	工場立地件数 <p>※福島県工業開発条例に基づく、敷地面積1,000㎡以上の工場の新・増設に係る届出件数であり、数値の増加を目指します。</p>	 H23年 52 件	H32年 700 件以上 <small>(H25～32累計)</small>
再生可能エネルギー推進	再生可能エネルギーの導入量 <p>※福島県内の太陽光、風力などの再生可能エネルギーの発電施設の設備容量であり、数値の増加を目指します。なお、設備容量の値は、原油換算のうちバイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、温度差熱利用、雪氷熱利用の導入量を含まない値となっています。</p>	 H21年度 〔原油換算〕 1,924,379 kl 〔一次エネルギーに占める割合〕 21.2 % 〔設備容量〕 421.4 万kW 3.9 万kW 7.0 万kW 397.3 万Kw (1.4万kW) 6.5 万kW 6.6 万kW	H32年度 〔原油換算〕 3,522,467 kl以上 〔一次エネルギーに占める割合〕 40.2 %以上 〔設備容量〕 740.8 万kW以上 100.0 万kW以上 200.0 万kW以上 398.1 万kW以上 (2.2万kW以上) 6.7 万kW以上 36.0 万kW以上
	再生可能エネルギー関連の工場立地件数 <p>※福島県内に新たに再生可能エネルギー関連産業の工場が立地した件数であり、数値の増加を目指します。</p>	 H23年 4 件	H32年 70 件以上 <small>(H25～32累計)</small>
医療関連産業集積	医療機器生産額 <p>※福島県内で生産された医療機器などの生産額であり、数値の増加を目指します。</p>	 H23年 976 億円	H32年 1,750 億円以上
	医療福祉機器の工場立地件数	 H23年 4 件	H32年 70 件以上 <small>(H25～32累計)</small>

まちをつくり、人とつながる

プロジェクト	指標	現況値	目標値
ふくしま・ きずなづくり	NPOやボランティアと県との協働事業数  ※NPOやボランティアと県との協働による事業の実施数であり、数値の増加を目指します。	H23年度 60事業	H32年度 130事業 以上
	ふくしまファンクラブ会員数  ※福島県に興味を有する人の結びつきを強め、本県への定住・二地域居住につなげることを目的とした「ふくしまファンクラブ」の会員登録者数であり、登録者数の増加を目指します。	H23年度 6,368人	H32年度 12,100人 以上
ふくしまの観 光交流	観光客入込数  ※県内観光施設ポイントの年間延べ入込数であり、数値の増加を目指します。	H22年 57,179千人	H32年 63,000千人 以上
	教育旅行における県内宿泊者数  ※学校が主催する修学旅行、合宿、野外活動などの教育旅行において、県内宿泊施設に宿泊した延べ人数であり、数値の増加を目指します。	H23年度 132,445人	H32年度 750,000人 以上
津波被災地等 復興 まちづくり	防災緑地設置か所数  ※多重防御のため、想定を超える津波のエネルギーの減衰を目的として設置される防災緑地の設置か所数であり、数値の増加を目指します。	H24年度 0か所	H32年度 10か所 以上
	自主防災組織率  ※町内会・自治体などによる防災組織に参加している世帯の割合であり、数値の上昇を目指します。	H22年度 84.6%	H32年度 93.7% 以上
県土連携軸・ 交流 ネットワーク 基盤強化	七つの生活圏の中心都市間の平均所要時間  ※隣接する生活圏の中心都市間(市役所・町役場)を高速道路、国道、県道などの幹線道路を利用して移動する際の平均所要時間であり、数値の減少を目指します。	H23年度 88分	H32年度 86分 以下
	JR路線の運休区間の距離 ・JR常磐線 ・JR只見線  ※原子力災害や新潟・福島豪雨災害によるJR常磐線・JR只見線の運休区間(県内)の距離であり、区間の解消を目指します。	H24年度 (H24.10.1) 63.3 km 27.6 km	H32年度 0.0 km 0.0 km

IV 復興の実現に向けて

1 情報の発信

- 県内外、さらには国外でふくしまに対して心を寄せる方々の協力を得ることができるよう、テレビ、インターネットなど、あらゆる媒体を複合的に活用して、本県の現在の姿、復興に向けた取組の状況等、的確な情報を国内外に発信する。
- また、被災者向けの情報発信においては、原子力災害等の長期化に伴う被災者のニーズの変化や多様化に対応し、よりきめ細かな情報発信を行う。

2 民間団体や県民等との連携

(1) 地域住民等との協働

- 復興計画の推進のためには、県、市町村、企業、NPOや地域活動団体等の民間団体など、多様な主体が役割分担しながら、協働していくことが必要である。このため、これらの主体が情報を共有し、地域の課題を確認するとともに、復興に向けた取組について知恵を出し合うため、各地方振興局を中心に協議の機会を設ける。
- 県民の生活に密着する取組においては、食の安全・安心の確保や子どもの健康管理を始め、長期化する避難生活における子ども・若者や高齢者等の心のケアなど、母親や若者、高齢者等の生活者目線からの取組の重要性が増している。このため、特に、母親や若者、高齢者等多様な主体からの意見反映を一層推進するとともに、その主体的な活動を促進しながら、協働を推進する仕組みや体制づくりを進める。
- 県民、行政区・町内会等、市民活動団体（NPO）、学校、企業、各種団体や行政機関など社会を構成するあらゆる主体が、より多くの知恵と行動力を結集して、地域コミュニティの再生に県民運動として取り組み、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会を形成する。

(2) 民間資金を始めとする民間の力の積極的受入と活用

- 本県の復興を進めるためには、行政の取組や公的資金だけでは不十分であり、日本や世界の各地の様々な人々、企業、団体等の民間の資金や知恵など、民間の力を積極的に受け入れ、活用することが不可欠である。このため、こうした企業や民間団体からの各種の提案や協力を受け止めるための窓口を設置し、必要な情報提供や県や各種団体との連携のための調整を行うなどして、企業や民間団体などがそれぞれの力を発揮し、活動しやすい環境の整備に取り組む。

3 市町村との連携

- 地域ごとに状況が大きく異なる今回の災害に対応するためには、最も地域住民に近く、地域の実情を把握している市町村が主体となって、復興に取り組む体制の構築が必要である。そのため、市町村が必要とする権限の移譲と財源の確保に努める。
- 一方、今回の災害では、役場機能を他の市町村に移すことを余儀なくされた町村を始め、市町村の業務遂行体制は著しい打撃を受けている。このため、県は、広域自治体として、復旧・復興業務に対応する職員を市町村に派遣するほか、全国市長会、全国町村会を通じた全国の市町村からの職員派遣等も活用し、市町村に対する迅速かつ的確な人的支援を行う。
- 復興計画に基づき具体的に取り組む場合、その取組が地域の実情に合い、効果的に進められるよう、市町村と連絡調整を密に行う。

4 国への要請等

- 本県の復興に関して必要な措置については、政府の復興基本方針にも盛り込まれ、平成23年度補正予算等、国の復興関連予算にも計上されたところである。しかし、原子力災害により土台から崩されてしまった本県の復興を進めるのは、一地方自治体の力では限界がある。また、原子力災害については、事業者及び原子力発電を国策として進めてきた国に全責任がある。そのため、今後とも、県はもとより、市町村を始め県内のあらゆる力を結集し、本県の復興のために必要な取組に関して更なる予算措置や法的措置等を国に対して求めていく。
- また、被災地の復旧・復興を強力に進めるため、国に対して、原子力発電所の立地に伴う財源に代わる、自由度の高い新たな財源措置を求めていく。
- なお、国への要請に際しては、復興大臣及び福島県知事等を委員とする福島復興再生特別措置法第70条第7項の規定に基づく法定協議会となった「原子力災害からの福島復興再生協議会」等の場を積極的に活用していく。

5 復興に係る各種制度の活用

(1) 復興基金等の設置と活用

- 国からの交付金などを活用して設置した福島県原子力災害等復興基金等、本県の復興・再生に係る基金を、復興計画を推進するための事業に活用する。なお、基金に積み立てた交付金については、使い勝手のよいものとするよう国に強く求めていく。

【 本県の復興・再生に係る主な新規設置基金 】

〔平成 24 年 12 月までの積立額 約 1 兆 77 億円〕

■ 県民健康管理基金	〔1,283 億円〕	■ 除染対策基金	〔3,310 億円〕
■ 原子力災害等復興基金	〔4,614 億円〕	■ 東日本大震災復興交付金基金	〔301 億円〕
■ 原子力被害応急対策基金	〔434 億円〕	※第 4 回復興交付金交付可能額通知における配分額まで含む	
■ 只見川流域豪雨災害復興基金	〔20 億円〕	■ 災害廃棄物処理基金	〔115 億円〕

(2) 復興特区制度の活用

- 平成 23 年 12 月 7 日に成立した「東日本大震災復興特別区域法」に基づく復興特区制度は、規制・手続きの特例措置、税・財政・金融上の支援措置により、行政や民間事業者等の地域における創意工夫を生かした復興の円滑かつ迅速な推進を図るものであり、本県としても、復興計画を実現するための有効な手段として、市町村とともに積極的に復興特区制度を活用する。また、復興交付金については、本県全域で幅広く活用することができるよう制度運用の弾力化や対象事業の拡大を図るとともに、十分な交付金予算を確保するよう、国に強く求めていく。

【東日本大震災復興特別区域法の概要】

- 震災財特法上の特定被災区域等の地方公共団体が、
 - ① 規制・手続きの特例や税制上の特例等を受けるための計画（復興推進計画）
 - ② 土地利用の再編に係る特例、許可・手続きの特例等を受けるための計画（復興整備計画）
 - ③ 復興交付金を受けるための計画（復興交付金事業計画）を策定。
- これらの計画の国による認定等により、規制・手続きの特例や税制上の特例等の適用、復興交付金の交付が行われる。
- 新たな特例の提案等について協議を行うため、国と地方の協議会を設置することができる。
- 復興推進計画や復興整備計画の作成・実施について協議を行うため、地域における協議会を設置することができる。

(3) 法律の活用及び制定要請

- 本県の復興のために必要な取組を進めるためには、一地方自治体の枠を超えた法的措置による仕組みや制度等の整備とその活用が不可欠である。
- これまでに制定された、福島復興再生特別措置法を始め、原発避難者特例法、放射性物質汚染対処特別措置法、子ども・被災者支援法等について、本県の実情に即した具体化を求めていくとともに、一層の活用を進める。
- また、新たに全国に避難している県民の所在を正確に把握するための仕組みや避難場所に関する証明の仕組みづくりを行うことが急務となっており、新たに必要となる取組についての法的措置を引き続き国に対し求めていく。
- なお、個人情報保護法及び条例等に基づく弾力的な運用など、被災地の実態に即した適用が行われるよう理解と協力を求めていく。

ア 福島復興再生特別措置法

- 本県は原子力災害によって、県全域にわたって甚大な被害を受け、他県に比べ、自然的・社会的・経済的な諸事情において、県勢全般の基礎条件が著しい地盤沈下を被る事態に直面したことから、復興基本方針に基づき設置された「原子力災害からの福島復興再生協議会」の場を通じて、原子力災害からの地域再生のための特別法を制定するよう、国に対して求めてきた結果、平成24年3月31日、福島復興再生特別措置法（以下、「福島特措法」という。）が施行へと至った。
- 福島特措法には、原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任が明記されたほか、期限の定めのない恒久法として、安心して暮らし、子どもを産み育てる環境の実現から、産業再生など幅広い内容が盛り込まれた。また、同法に基づき、平成24年7月13日に、福島復興再生基本方針が閣議決定された。
- 現在、同基本方針に則して、産業復興再生計画、重点推進計画、避難解除等区域復興再生計画の策定が進んでいる。福島特措法、同基本方針に盛り込まれた施策・事業が着実に実施されるよう、市町村や経済団体等と一体となって取組を進めていく。

イ 原発避難者特例法（平成23年8月12日施行）

- 他の自治体に避難している住民に対する行政サービスの提供については、避難元自治体と避難先自治体とが個々に地方自治法に基づく事務の委託を行うことができるが、全国各地に避難者がいる現状で個別に対応することは困難であるため、平成23年9月より、原発避難者特例法に基づき、いわき市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・川内村・葛尾村・飯舘村から住民票を移さずに避難している住民は、特例事務にかかる行政サービスを避難先自治体から受けられることとなった。
- 今後、避難の長期化に伴い住民ニーズが変化する等の状況を把握し、必要に応じ特例事務の拡充等を検討するとともに、引き続き避難先自治体への財政措置の継続等について要請していく。

ウ 放射性物質汚染対処特別措置法

- 平成 24 年 1 月 1 日に全面施行された放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく基本方針により、健康保護の観点から必要な地域について優先的に除染が実施され、除染に伴い発生した土壌等は、安全に収集・運搬、仮置き、処分することとされている。

県内では国による直轄除染と市町村等による除染が実施されているが、仮置場の確保や同意取得が難航するなどにより進捗が遅れが見られることから、国に対し直轄除染の着実な実行を求めるとともに、技術的支援や財政措置を求めていく。

また、地域の状況により「除染関係ガイドライン」に基づかない手法で実施する場合の協議に多くの手間と時間を要し除染が進まない大きな要因となっていることから、福島環境再生事務所が地域の実情に応じ、地元へ寄り添った判断ができるよう引き続き強く要請していく。

さらに、除染以外の行為から発生した土砂等が、放射性物質汚染対処特別措置法の対象外となっており、農業水利施設堆積土や建設副産物等に高濃度汚染が確認されても処分する方策がなく県内の環境回復に支障を来していることから、放射性物質汚染対処特別措置法の適用範囲の拡充を求めていく。

エ 子ども・被災者支援法（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律）

- 平成 24 年 6 月 21 日、子ども・被災者支援法が成立した。この法律は、原発事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないことから、議員立法により、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めるため制定された。本法に基づく具体的な施策の内容は、政府が定める「基本方針」によって決定されることとなっている。現在進められている基本方針の策定に当たっては、本県の実情に沿ったものとなるよう働きかけを継続するとともに、同基本方針に盛り込まれる施策・事業が着実に実施されるよう、市町村や団体等とともに取組を進めていく。

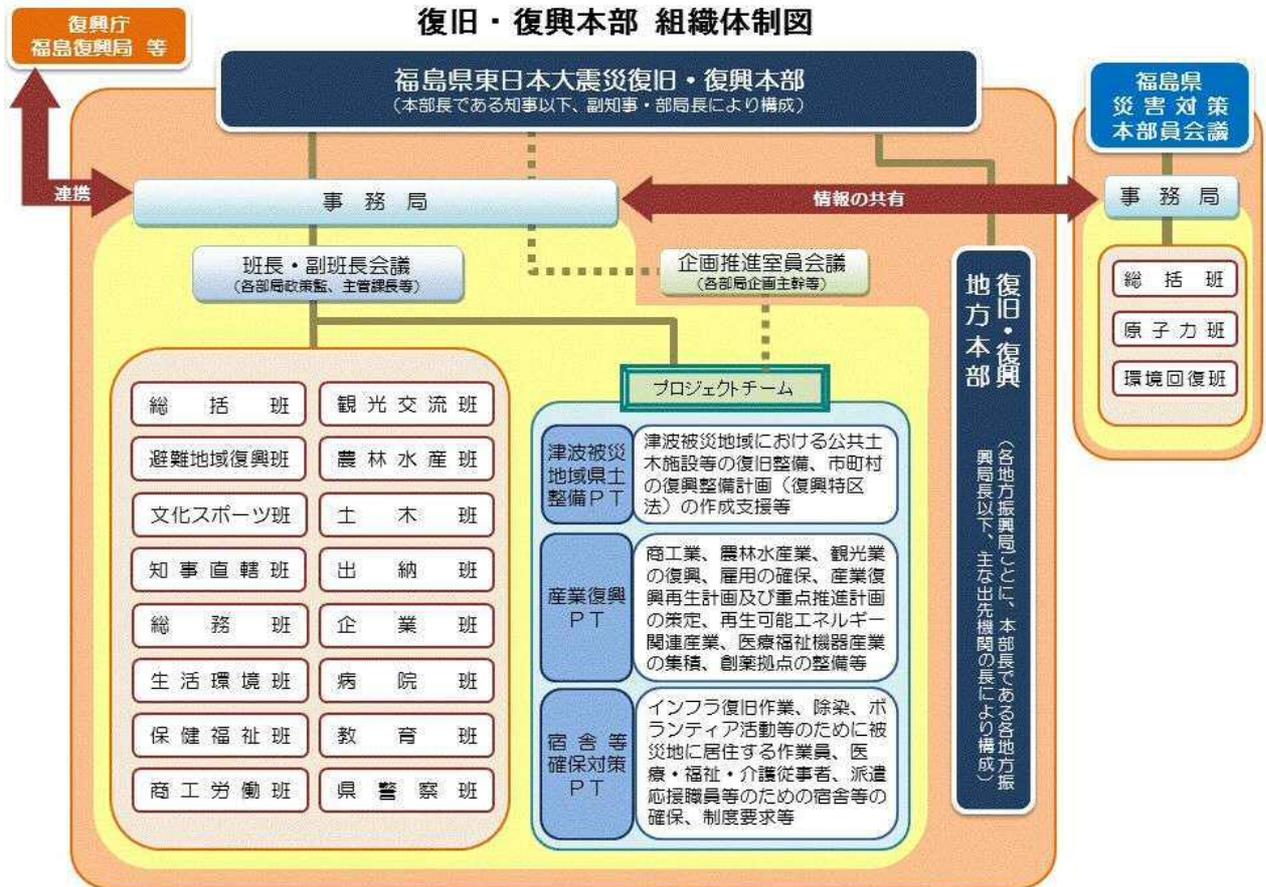
オ 原子力損害賠償に関する特別法

- 県民が第一に望むことは、原子力発電所事故以前の生活に戻ることであり、県民が被った全損害が賠償されることが大原則である。このため、今後新たに生じることとなった損害も含め、それぞれの損害に応じた迅速かつ完全な賠償が最後まで行われるよう引き続き要求等を行うとともに、原子力損害賠償紛争審査会での審議、指針の策定状況等を見極めながら、県民に対する被害の現状、県民の立場を第一に考えた上で、損害賠償に関する特別法の制定を求めていく。

6 実効性の確保

(1) 推進体制

- 本計画については、平成 23 年 5 月 20 日に設置された「福島県東日本大震災復旧・復興本部」において協議調整等を行い、県としての施策の整合性を確保しながら進行管理を行い、各地方本部と併せて全庁一体的に推進する。



- 避難指示区域の見直しに伴う避難地域市町村の帰還及び復興支援については、平成 24 年 4 月に新設した「避難地域復興局」において総合調整を行いながら推進する。特に密接に関係する課室については職員を兼務するとともに、帰還支援及び生活拠点の整備に係るプロジェクトチームを設置し、庁内連携体制を強化。また、関係市町村に駐在員を配置するとともに、関係地方振興局等の職員を兼務とし、市町村とともに取組を進める。

帰還支援プロジェクトチーム	生活拠点プロジェクトチーム
<p>市町村と連携してインフラ復旧等を迅速かつ着実に進め、住民や事業所等の帰還を加速する。</p> <p>(構成機関) 総務部、避難地域復興局、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育庁</p>	<p>帰還を希望する長期避難者や帰還を希望しない避難者に対して、地域コミュニティに配慮した復興公営住宅の整備及び必要となる機能の整備を進めていく。</p> <p>(構成機関) 総務部、避難地域復興局、企画調整部、文化スポーツ局、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育庁</p>

(2) 計画の進行管理

- 復興計画に盛り込まれた各取組が計画どおりに実施されているか、随時、進捗状況を管理するとともに、毎年度点検を行い、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方を含む県民などで構成する第三者機関による評価を受ける。
- 評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえて、主要事業の加除・修正を図るなど、適切な進行管理を行う。
- 評価の結果は、県民にわかりやすく公表する。

(3) 復興に向けた取組への重点的対応

- 重点プロジェクトに盛り込んだ事業等は、重点事業と位置づけ、財源の優先的な配分などにより、取組を強化する。

(4) 復興計画の柔軟な見直し

- 今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえて、復興に向けて必要な取組が行われるよう、重点プロジェクトや復興のための取組を加除・修正するなど、復興計画は、適時、柔軟に見直しを行う。